

# 指標

## 平成21年度の指導について

副会長

三宅 直樹

北海道医師会、北海道厚生局、北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課の三者による「平成21年度の医療保険に関する打合せ」を、去る3月30日に実施した。

平成20年度の実施結果について報告を受けたあと、「平成21年度社会保険医療担当者指導実施計画について」の協議に移った。

平成20年度は、ご承知のとおり社会保険庁の組織改革に伴い、北海道社会保険事務局で行っていた「保険医療機関等への指導・監査」等の業務が平成20年10月から北海道厚生局に移管された。

移管後に、改めて北海道厚生局と継続協議となっていた「集団的個別指導」の実施方法について協議を行う予定であった（平成20年7月1日付け 北海道医報第1078号「指標」に詳報）が、この指導については平成20年9月までに「全ての保険医療機関を対象に、集団部分のみの実施とし、更新年次の保険医療機関が講習会形式で受講する北海道方式の集団的個別指導」として実施されたため、平成20年度は全て従前どおりの指導が実施された。

「平成21年度の指導」については、北海道厚生局から説明があり、協議の結果、指導計画についてはおおむね了承したが、一部は継続協議（「一般個別指導」（仮称）の実施の可否）となった。

### 平成20年度の指導状況

『集団指導』（指定時講習会）については表1のとおりである。6月～8月の3カ月間の保険医受講者が多いのは新規保険医に指定された新卒の若い医師の出席によるものである。

『集団的個別指導』の状況は表2のとおりである。指導割合は91.4%であった。

上記各指導とも事務職員のみのお席は受講とは認められない。『集団指

表1 平成20年度集団指導の状況（指定時講習会）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	合計
通知数	0	41	84	88	85	16	5	1	1	321
	20	10	3	5	6	7	4	14	9	78
出席数	0	14	88	89	75	24	6	4	12	312
	12	12	5	6	11	15	9	15	20	105
	13	5	5	5	4	7	1	7	8	55
合計	25	31	98	100	90	46	16	26	40	472

表2 平成20年度集団的個別指導状況

区分	総数			病院			診療所		
	対象数	指導数	指導割合	対象数	指導数	指導割合	対象数	指導数	指導割合
集団部分	336	307	91.4%	0	0	0%	336	307	91.4%
個別部分	----	--	--	--	--	--	--	--	--

※実施地区 札幌地区 120件 小樽地区 10件 帯広地区 15件  
函館地区 37件 岩見沢地区 14件 釧路地区 26件  
室蘭地区 29件 旭川地区 26件  
苫小牧地区 29件 北見地区 23件  
稚内地区 7件

（注）指導対象件数は、年度当初（前年度分を含む）の対象保険医療機関からその後廃止等となった機関を除いた件数

導』（指定時講習会）では「新規指定保険医療機関の管理者」および「新規登録した保険医」の出席が義務づけられ、『集団的個別指導』では「管理者」の出席が義務づけられている。法に定められた指導であるため、理由なく欠席した場合はペナルティとして、後日『個別指導』が行われるので対象者は全員出席されたい（本年度は8件に対し実施される）。本年度も『集団指導（指定時講習会）』『集団的個別指導』ともに実施されるが、対象保険医療機関には北海道厚生局医療指導課から必ず事前通知がなされる。

『個別指導』の状況は表3のとおりである。病院4件、診療所28件（うち診療内容に関連したものが19件、新規指定保険医療機関（新規指定よりおおむね1年を経過した保険医療機関）へのものが11件、再指導が2件）の計32件である。診療内容に関連したものの19件のうち1件が監査を要した。19年度に監査を要した1件を含め2保険医療機関が保険医療機関の指定取消処分となっている。

「特定共同指導」（医師等の卒後教育修練や高度な

表3 個別指導状況

内訳 年度	総数			病院			診療所		
	保険医療機関数	指導実施数	割合	保険医療機関数	指導実施数	割合	保険医療機関数	指導実施数	割合
平成14年度	3,543件	17件	0.50%	635件	7件	1.10%	2,908件	10件	0.30%
平成15年度	3,524件	11件	0.30%	629件	10件	1.60%	2,895件	1件	0.03%
平成16年度	3,474件	19件	0.50%	630件	19件	3.00%	2,844件	0件	0.00%
平成17年度	3,432件	6件	0.20%	620件	2件	0.30%	2,812件	4件	0.10%
平成18年度	3,399件	29件	0.90%	617件	4件	0.60%	2,782件	25件	0.90%
平成19年度	3,426件	24件	0.70%	602件	2件	0.33%	2,824件	22件	0.78%
平成20年度	3,401件	32件	0.94%	599件	4件	0.67%	2,802件	28件	1.00%

（注）(1) 保険医療機関数は、各年度の4月1日現在の件数

(2) 特定共同指導、共同指導を除く

医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等の保険医療機関に対する指導）は、実施されなかった。



### 〔北海道における各指導の内容〕

指導は、国が示す「指導大綱」によって定められ、指導対象保険医療機関への指導方針・選定基準を示している。それを受け北海道においては、北海道厚生局と北海道が年度開始前に選定計画を策定している。

冒頭で報告したとおり、各指導における「指導計画」についてはおおむね了承したが『個別指導』に関し一部、継続協議となった。

参考までに、北海道における本年度の指導内容について各形態別に記載する。

#### 1. 集団指導（指定時講習会）

集団指導（指定時講習会）の選定基準は平成20年度の指導状況でも触れたとおり、「新規指定保険医療機関の管理者、開設者並びに請求事務担当者」および「新規登録した保険医」を対象とし、講習会形式で行う。本年度の日程は表4のとおりである。

なお、本年度より開催場所が変更となった。従前、北海道医師会館で開催していたが、本年度より「北海道厚生局」または「かでの2.7」または「道庁赤レンガ庁舎」での開催となる。

#### 2. 集団的個別指導

全国8厚生局の中で、複数県にまたがる厚生局は従来の1県1社会保険事務局で実施されていた内容に差

異がある場合は調整を要することとなったが、北海道は1道1厚生局であるため調整の必要はなく従来どおりで行うこととなった。

『集団的個別指導』の指導形態・指導方法については、指導大綱による高点数の保険医療機関を選定するのではなく、本年度も全ての保険医療機関を対象に「保険診療の理解」を目的として公平に受講させるとの観点から実施してきた、いわゆる「北海道方式の集団的個別指導」で実施されることになった。ただし6年サイクルで受講していたものが、本年度から3年サイクルでの実施となる（対象医療機関、開催地区については表5の中段を参照されたい）。

指導形態・指導方法は以下のとおりである。

##### ① 実施対象

- ・全保険医療機関を対象とし、3年1巡方式で保険医療機関の管理者（開設者および請求事務担当者も同席可）を対象に実施する。

##### ② 指導形態

- ・一定の場所に集め、講習会方式で実施する。
- ・診療所は1時間、病院においては1時間30分程度とする。

#### 3. 特定共同指導

本年度の上期（4月～9月）においては実施される予定はない。下期（10月～3月）については未定である。

対象医療機関は指導大綱の選定基準のとおり、「医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学附属病院、特定機能病院等」の予定である。

#### 4. 個別指導

指導の主な内容は下記のとおりである。文言整理をしているが、昨年度と内容は同様である。

本年度は、情報提供による「診療内容に関連した個別指導」が4件、「再指導」9件、「集団的個別指導を無断欠席した保険医療機関への個別指導」8件が行われる予定である（表5 下段参照）。特に情報提供による「診療内容に関連した個別指導」においては、診療報酬明細書の誤請求にかかわる自主返還を求められ、医療機関では経済的損失を生ずることが多い。普段より療養担当規則を遵守するだけでなく、診療録の記載内容・記載方法についても十分留意することが肝要である。

##### ① 実施対象

- ア. 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容または診療報酬の請求に関する情報の提供があり、必要と認められた保険医療機関（速やかに実施する）

- イ. 個別指導の結果、「再指導」となった保険医療機関または「経過観察」であって改善が認められない保険医療機関

表4 集団指導日程（指定時講習会）

受講対象者：新規指定保険医療機関の管理者、新規登録した保険医  
<医科>

開催日	開催場所 (所在地)
21年4月7日(火)	北海道厚生局 2階「会議室」 (札幌市北区北7条西2丁目15-1 野村不動産ビル)
21年5月8日(金)	〃
21年6月9日(火)	〃
21年7月7日(火)	かでの2.7 5階「520会議室」 (札幌市中央区北2条西7丁目)
21年8月7日(金)	道庁赤レンガ庁舎 2階「1号会議室」 (札幌市中央区北3条西6丁目)
21年9月8日(火)	北海道厚生局 2階「会議室」 (札幌市北区北7条西2丁目15-1 野村不動産ビル)
21年10月7日(水)	〃
21年12月8日(火)	〃
22年2月9日(火)	〃

開催時間帯：10：00～15：30

主催：北海道厚生局医療指導課 (TEL 011-796-5105)

北海道保健福祉部保健医療局医療政策業務課(旧 国民健康保険課)

協力：道支払基金：13：30～14：30 道国保連合会：14：30～15：30

北海道医師会：13：00～13：30

ウ. 監査の結果、戒告または注意を受けた保険医療機関

エ. 正当な理由がなく集団指導・集団的個別指導を拒否した保険医療機関

オ. 医療法第25条に基づく立入検査の結果、問題があった保険医療機関

カ. 検察または警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関

キ. 他の保険医療機関等の個別指導または監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関

ク. 会計検査院の現地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関

ケ. その他、特に個別指導が必要と認められる保険医療機関

## ② 指導形態

- ・指導は、原則として指導月以前の連続した診療報酬明細書に基づき、診療録および関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により実施する。

指導場所は、病院については当該保険医療機関とし、診療所については原則、別会場で実施する。

また、指導時間は診療所2時間程度、病院6時間程度とする。

## ③ 返還期間

- ・返還金については、調査月の前月からさかのぼって1年以内とする。

## 5. 新規個別指導（新規指定保険医療機関）

新規指定保険医療機関を対象としており、指導の主な内容は下記のとおりで、昨年度と内容は同様である。本年度は30件に対し実施される予定である（表5 下段参照）。

なお、「新規個別指導（新規指定個別指導）」では自主返還等の措置はない。

### ① 実施対象

- ・新規指定よりおおむね1年を経過した保険医療機関

### ② 指導形態

- ・指導は、原則として指導月以前の連続した診療報酬明細書に基づき、診療録および関係書類を閲覧し、個別に面接懇談方式により実施する。

指導場所は、病院については当該保険医療機関とし、診療所については原則、別会場で実施する。

『個別指導』は特に北海道医師会・地元医師会の立

表5 平成21年度 保険医療機関等に対する指導計画（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
集団指導（新規指定）	厚生局	厚生局	厚生局	かてる 2.7	道庁 赤レン ガ庁舎	厚生局	厚生局		厚生局		厚生局		9回
集団的個別指導（集団指導）		6	12	38	11	102	40	115	59	115			1,134 機関
		62	11	102	32	61	14		115				
		12	37	8	33	34	115						22カ所
		江差 帯広 留萌	網走 稚内 釧路	室蘭 旭川 根室	新ひだか 北見 滝川	函館 北広島 岩見沢	苫小牧 名寄 札幌	札幌 札幌	札幌				
個別指導	情報提供	1	1	1	1								4
	再指導	1	2	2	2	1	1						9
	集個欠席		1	2	2	1	1	1					8
	新規個別		2	2	2	4		2	2	4	4	4	30
個別指導合計	2	6	7	7	6	2	3	2	4	4	4	4	51

※今後の情報提供によっては増加することもある。

※一般個別指導については別途協議中。

会が必要であり、行政の指導対応、指導内容に異議あるいは疑義がないか、中立的な立場で臨むことが主旨と考えている。

## 6. 継続協議事項について

### 一般個別指導

平成21年度の新たな指導形態として「一般個別指導」を実施したいとの提案（別掲）があった。この指導は、比較的病床規模の大きな病院を対象に、規模が大きいということを理由に北海道厚生局が病院に出向き、「カルテ」と「レセプト」を照合しながら実施しようとするものである。

北海道医師会として下記事項について質問し回答を得た。

Q1. 「一般個別指導」の実施（案）については厚労省の指令なのか。

A1. 北海道厚生局独自のものである。

Q2. 北海道厚生局の権限で実施できるものなのか。

A2. 北海道厚生局の権限で実施できる。

Q3. 「比較的規模の大きい病院」は曖昧である。

A3. 当面は200床以上の病院が対象。年間30件を予定している。

（道内の200床以上の病院数は表6のとおり158施設であるから、単純計算では5年間で終了となるが、22年度以降の対象については未定。）

Q4. 「悪質なものに限って返還」することになっているが、「悪質の定義」は何か。

A4. 指導する行政官と立会する医師会等の合意がなされたものは返還とする。

Q5. 返還金は生じないものとするべき。

A5. 上記4に当てはまる場合以外は返還金を求めない。

また、立会に際し、指導大綱の指導方針に「指導を行うに当たっては医師会に協力を求め円滑な実施に努める」と明記されている。広義に解釈すれば厚生局が認めれば病院団体も立会が可能と思える。そ



## 平成21年度 一般個別指導（案）

北海道厚生局

## 1. 「一般個別指導」実施目的

保険診療の質的向上及び適正化を図るためには、点数改定時の指導、保険医療機関指定時やその更新時の指導、保険医新規登録時の指導等がある。

従前の個別指導は概ね不正・不当請求の疑いがあるとの情報提供を受けて行うことが多く、実態としてはほとんど診療所等の比較的規模の小さい保険医療機関が対象となっている。

近年、疾病構造の変化や医療の複雑化・高度化等に伴って、入院医療の比重や多職種が関わるチーム医療や医療連携の比重が高まるなど医療提供のあり方に変化が起こってきており、これに対応した指導の必要性が求められている。

こうした中、公平公正という観点や保険診療ルールの一層の周知という観点に立つならば、従前の個別指導とは別に適正な保険診療が行われていることの確認を主旨として、指導＝一般個別指導を行うことが適当である。

## 2. 平成21年度指導対象

社会的影響の大きい保険医療機関から開始するが、今年度は北海道医療計画の第3次医療圏ごとのバランスも加味して、国立・公立・公的その他の比較的規模の大きい病院を対象とする。

## 3. 「一般個別指導」の内容

主眼は、適正な保険診療を行う上で欠かすことのできない保険診療とその請求に係る管理体制の評価である。

「診療録への記載」を指導のポイントにする視点から、記載条件が算定要件となる項目が多く、しかも「入院栄養食事指導料」や「生活習慣病管理料」等の医師・看護師その他のコメディカル等も保険診療を意識できる要素の多い「医学管理料」を主な指導項目とする。

更に、平成20年の診療報酬改定において改正された事項が病院職員全員に周知されて誤りなく保険請求されていることを確認するため、その主要改正点であった「外来管理加算」、「リハビリテーション」、「投薬（後発医薬品）」、「麻酔」等の項目も指導対象とする。

## 4. 「一般個別指導」指摘事項の処理

従前の個別指導のように不適正な保険診療として返還金が生ずることが通例となっているものと異なり、適正な保険診療が行われていることの確認を主旨としていることから、悪質なものでない限り返還金は生じない。ただし、後日指摘事項に同様の誤りがあった場合は返還金が生ずる。

## 5. 医療の質管理のための評価

診療録には、診療の過程が自覚症状、評価、具体的対応の順に記されることが理想的であり、医療安全の観点からもそのような記載方法が求められる。いかなる状況においても患者や家族の求めに応じて開示できる診療録記載の確認も併せて行うこととする。

表6 北海道の病院数（平成21年3月現在）

	病院数 (件)	比率 (%)
200床未満	435	73.4%
200床以上	158	26.6%
合計	593	100.0%

の際、立会人が録音・ビデオ収録を求める声もあるが、個人情報保護法の絡みもあり録音・収録することについては疑問がある。

社会保険事務局の解体で厚生局に移管された指導業務について、人員・時間等の余裕ができたこともあり、何らかの実績を示すことは理解できないことではないが、さらなる歩み寄りが必要と考える。

しかしこれらの提示事項については、「カルテ記載に係る『要点』」に関し、記載側と指導側では内容の

理解に差があること」「一般個別指導の選定基準（理由）が曖昧であること」「指導の形態が曖昧であること」「返還金などの取り扱いが曖昧であること」、そして「いずれ病床規模の小さな病院にも対象が拡大していく懸念があること」等、多くの問題が存在するため、実施するか否かは、今後とも他の病院団体とも連携しながら北海道厚生局と協議を継続していくこととしている。



いずれにしても指導回数が急増するため、当会医療保険部担当理事を8人体制としたが、郡市医師会等のご協力を求めることが多くなると予想されるので、よろしくお願ひしたい。